

提 起 ウ

協定項目 2 1 - 8 都市整備関係事業の取扱いについて（その 3）

都市整備関係事業の取扱いについて、次のとおり提起する。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

富山地域合併協議会  
会 長 森 雅 志

都市整備関係事業の取扱いについて（その 3）

都市整備関係については、別紙のとおり調整する。

事務事業名	現 況						調整方針	
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村		細入村
定住促進支援事業	<p>ヤングファミリー住宅取得資金利子補給対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅金融公庫、年金資金運用基金、雇用・能力開発機構の融資を受ける、年齢合計が70歳以下の夫婦</li> <li>・床面積が70㎡以上175㎡以下</li> </ul> <p>補助金額 年6万円(上限) 補助期間 5年以内</p> <p>都心居住推進 都心地区(436ha)において優良賃貸住宅を建築する場合に補助</p>	該当なし	<p>新婚家庭住宅建築資金利子補給対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれかが40歳未満の夫婦(婚姻後5年以内、3年以内に婚姻予定)</li> <li>・床面積が70㎡以上175㎡以下</li> </ul> <p>助成金額 年6万円(上限) 助成期間 5年(最長)</p>	<p>持ち家取得奨励事業対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積が75㎡以上</li> </ul> <p>補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域内は、50万円</li> <li>・用途地域外で宅地購入し、3年以内に住宅を建築した場合は50万円</li> <li>・上記以外は40万円</li> </ul> <p>地域木造住宅供給推進事業対象</p> <p>ウッドタウン内の公共施設</p> <p>補助金額 補助率2/3以下 (1,000万円以内)</p>	該当なし	<p>定住促進支援金対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に1年以上住所を有する、20歳以上40歳以下の者(転入・分家者のみ)</li> <li>・床面積が70㎡以上</li> </ul> <p>支援金額 1棟50万円</p>	該当なし	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。</p>